

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【会社名】	株式会社エスプール
【英訳名】	S-Pool, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 浦上 壮平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目15番3号
【電話番号】	(03) 3517-6633 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当 佐藤 英朗
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目15番3号
【電話番号】	(03) 3517-6633 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部担当 佐藤 英朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、平成25年12月1日を効力発生日として、当社のロジスティクスアウトソーシング事業を会社分割（簡易新設分割）により新たに設立する株式会社エスプールロジスティクスへ承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

（1）新設分割の目的

当社グループでは、市場拡大が見込まれるロジスティクスアウトソーシングや障がい者雇用支援サービス、シェア拡大が見込める人材派遣サービスを成長戦略の軸として成長を実現すべく、平成24年1月12日に中期経営計画「Move Forward 2014」を発表いたしました。本計画においては、アウトソーシング志向を明確にし、お客様に支持されるサービスの確立を目指すことを基本方針の一つに掲げており、この基本方針に従って、現在粛々と施策を進めているところであります。特に、ロジスティクスアウトソーシング事業においては、インターネット通販発送代行及び物流倉庫運営代行の両サービス分野で新規案件の獲得が続いております。

当社は、今後、この事業方針を強力に継続していくため、平成25年12月1日を期して、会社分割により当社100%出資の子会社「株式会社エスプールロジスティクス」を新設し、ロジスティクスアウトソーシング事業を新会社に集約することとしました。同事業を子会社化することにより、ノウハウを蓄積してサービスの付加価値を高め、事業拡大及び収益性向上を追求してまいります。

一方で、エスプール本体では、新事業の創出に特化した体制を構築し、より強固な経営基盤の確立を目指してまいります。また、それに加えて、エスプール本体におけるグループ全体の戦略策定および経営管理機能の強化を図ることで、経営資源の成長事業への効率的な投資を行うとともに、グループのコーポレート・ガバナンスの強化を進めてまいります。

（2）新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立いたします株式会社エスプールロジスティクス（新設会社）を承継会社とする簡易分割による新設分割方式です。本件分割は、会社法805条の（簡易新設分割）の規定により、同法804条第1項に定める株主総会の承認を得ないで分割を行います。

（3）新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数

本分割に際し新設分割設立会社となる株式会社エスプールロジスティクスは、普通株式600株を発行し、当該新設分割により承継する権利義務に代えて、そのすべてを新設分割会社となる当社に対して割当交付いたします。

（4）新設分割計画の内容

分割の日程

平成25年11月14日	分割計画承認取締役会
平成25年12月1日（予定）	効力発生

その他の新設分割計画の内容

当社が平成25年11月14日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記のとおりであります。

（5）新設分割に係る割り当ての内容の算定根拠等

当社単独の新設分割であるため、該当事項はありません。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エスプールロジスティクス
本店の所在地	東京都中央区日本橋二丁目15番3号
代表者の氏名	代表取締役 浦上 壮平
資本金の額	30百万円
純資産の額	41百万円(予定)(注)
総資産の額	171百万円(予定)(注)
事業の内容	ロジスティクスアウトソーシング事業

(注)平成25年9月30日現在の当社の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割する資産及び負債の金額は上記とは異なります。

(以下、新設分割計画の内容)

株式会社エスプールロジスティクス 新設分割計画書

株式会社エスプール(以下「当社」という)は、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画書」という)を作成する。

第1条(新設分割)

当社は、日本橋にて行っているビジネスアウトソーシング事業のうち物流関連事業(以下「本件事業」という)に関して有する第4条に定める権利義務を分割により新たに設立する会社(商号「株式会社エスプールロジスティクス」、以下「新設会社」という)に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割(以下「本件分割」という)を行う。

第2条(新設会社の定款で定める事項等)

新設会社の本店所在地は、東京都中央区日本橋二丁目15番3号、会社成立と同時に設置する支店所在地は、東京都港区高輪三丁目24番16号とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

第3条(新設会社の設立時役員等の氏名)

新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 浦上 壮平
- (2) 設立時監査役 徐 進

第4条(新設会社に承継する権利義務)

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。なお、本件分割にあたり承継される債務は、当社が重畳的債務引き受けを行い連帯債務を負うものとする。

第5条(簡易新設分割)

当社は、会社法第805条の規定により、同法第804条第1項に定める株主総会の承認を受けないで本件分割を行う。

第6条(新設会社が本件分割に際して交付する株式の数)

新設会社は、本件分割に際して普通株式600株を発行し、その全てを第4条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

第7条（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- （1） 設立時資本金額 30,000,000円
- （2） 設立時資本準備金額 11,138,161円
- （3） 設立時資本剰余金額 株主資本等変動額（会社計算規則第49条第1項に定めるものをいう）から資本金額および資本準備金額の合計額を減じて得た額
- （4） 設立時利益準備金額 0円
- （5） 設立時利益剰余金額 0円

第8条（分割期日）

会社法第924条第1項第1号へに基づき当社が定める日（以下「分割期日」という）は平成25年12月1日とし、同日から2週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議により分割期日を変更することができる。

第9条（競業避止義務の免除）

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第10条（分割条件の変更および本件分割の中止）

本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第11条（本計画書の効力）

本計画書は、効力発生日までに当社の取締役会の承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第12条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成25年11月14日

東京都中央区日本橋二丁目15番3号
株式会社エスプール
代表取締役 浦上 壮平 印

別紙 1

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エスプールロジスティクスと称し、英文では、S-Pool Logistics, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . 労働者派遣事業法に定める派遣
- 2 . 事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理の受託
- 3 . 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理・営業代行業務等の受託
- 4 . 運送業、倉庫業における梱包、仕分、積み込み、積み降ろし、入出庫作業、及び管理業務の受託
- 5 . 動産賃貸業
- 6 . 倉庫業
- 7 . 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送業
- 8 . 有料職業紹介事業
- 9 . 人材の職業適性能力の開発のための教育研修
- 1 0 . 企業における人材の採用及び雇用に係るコンサルティング業務
- 1 1 . 各種教養講座、公演、セミナーの企画、運営及び開催
- 1 2 . 出版業
- 1 3 . 経営のコンサルティング業務
- 1 4 . 通信販売による受注、顧客管理、商品管理、商品発送の代行
- 1 5 . コールセンターの運営業務、業務委託請負
- 1 6 . 物流センターの運営・管理の受託業務
- 1 7 . 物流センターの管理運営及び物流情報の収集処理業務
- 1 8 . 商品の輸送・配送、在庫管理、原価管理、物流センターの管理運営及び商品の梱包業務に関するノウハウの提供業務
- 1 9 . ダイレクトメールの発送代行業務
- 2 0 . ダイレクトメールの顧客に関する情報処理サービス業、情報提供サービス業
- 2 1 . 有価証券の売買
- 2 2 . 企業に対する投資、融資及び経営指導に関する業務
- 2 3 . 損害保険の代理及び、生命保険の募集に関する業務
- 2 4 . 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理に関する業務
- 2 5 . 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関構成)

第 4 条 当社は、会社法第 3 2 6 条第 2 項に定める機関のうち監査役を設置する。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 0 , 0 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第11条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び監査役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任については、累積投票によらない。
取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社に取締役が2名以上あるときは代表取締役1名を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。
代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
社長は、当社を代表とし、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第28条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第30条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役等の会社に対する責任の制限)

第31条 当会社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役については100万円以上、社外監査役については100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成26年11月30日までとする。

(設立時の取締役及び監査役)

第35条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 浦上 壮平
設立時監査役 徐 進

(設立時の代表取締役)

第36条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 浦上 壮平

別紙 2

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、平成25年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

上記にも関わらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、若しくは許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち本件分割の日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

1. 資産

新設会社は、本件事業に属する売掛金(一部を除く)のみを承継するものとする。

2. 負債

新設会社は、本件事業に必要な運転資金に相当する借入金のみを承継するものとする。

3. 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権(以下「知的財産権」という)は、新設会社にその実施権または使用権を付与する。

4. 雇用契約以外の契約上の地位

(1) 新設会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約(知的財産権その他上記1または2において当社から新設会社に承継されない資産又は負債にかかる契約を除く)における契約上の地位およびこれらの契約に付随する権利義務を承継する。ただし、これらの契約のうち、当社の本件事業以外の事業に関わる契約については、本件事業に関わる部分についてのみ承継される。

(2) 上記(1)の規定は雇用契約については、適用しない。

5. 雇用契約等

本件分割により新設会社の成立の日において、主として本件事業に従事する従業員との雇用契約は、当社に籍を置いたまま新設会社に出向し、従来職務に従事する。

6. 許認可等

新設会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以 上